

第5章 バリアフリーのまちづくりの実現に向けて

1. 基本的な考え方

藤代町のバリアフリーのまちづくりの実現に向けて、今後の進め方についての基本的な考え方は、以下のように整理されます。

(1) バリアフリー整備推進体制の確立

基本構想に基づく各種の事業を円滑かつ効率的に実施していくためには、関係者間の十分な連携が必要です。従って、交通バリアフリーに関する事業の実施にあたっては、交通事業者、道路管理者、公安委員会、庁内関係課などによるバリアフリー化推進のための組織を設立し、継続的な協議を行い連携や整合を図っていく必要があります。(藤代町が合併する取手市には、同様の主旨から取手市移動円滑化推進協議会が設置されているため、この協議会と一体化した組織による運営が考えられます。)

(2) 利用者の意見の把握・反映による推進と進捗状況や事業内容の広報の充実

整備計画の立案や実施などの各段階で、地域住民や高齢者・身体障害者など利用者の意見・意向を把握し、その反映に努める必要があります。

また、その前提として、町民に対して本基本構想やバリアフリー化事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広く広報するように努めることが必要です。

(3) 心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりの実現のためには、公共交通機関や歩行者空間などの施設がバリアフリーだけでなく、町民一人ひとりが、バリアフリーに対する理解と協力による「心のバリアフリー」を実践することが何よりも大切です。

例えば道路などがバリアフリー化されても、路上駐車・駐輪や歩道への看板設置など心ない行為によって、その機能が果たせない場合があります。また逆に、仮に施設面でのバリアがあっても、周囲の人が手を貸すことによって移動の円滑の妨げにならない場合もあります。

このため、町では町内会やボランティアなどの地域団体・コミュニティの団体・障害者団体と連携しながら、バリアフリーに関する広報やイベントの開催及び学校教育の場などを通じた取り組みなどを推進することにより、町民一人ひとりのバリアフリーに対する意識を育てることが必要です。

(4) 長期的・持続的な取り組み

本基本構想では藤代駅及び都市計画道路中内・大塚線を中心とした重点整備地区内についてのバリアフリー化を主として示していますが、今後、その進捗に合わせて、周辺の公共公益施設や商店等へ、さらには町内全域のバリアフリー化に向けて、順次計画・整備を拡大して行くことが必要です

(5) 基本構想の見直し

今後の社会情勢の変化、新たな技術革新、及び市街地の開発動向などにより現在想定されていない新たな障害が発生し、バリアの状況が変わることも考えられます。このため、事業の適正な実施を図るためにも、適宜事業の進捗状況や内容について検証・評価を行い、必要に応じて柔軟に基本構想やそれに基づく事業の見直しを行うことも必要です。

2. 特定事業別整備手法の検討

国土交通省などによる、交通バリアフリー実現のための施策を整理すると以下のものが挙げられます。バリアフリーのまちづくりに向けて、総合的なまちづくりを行うためには、これらの手法や支援策を整備対象の特性に応じて適切に選択・組み合わせて行くことが大切です。

表 - 公共交通特定事業関連

施策・支援策等	対象事業	対象事業者	担当課等
交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度	駅のバリアフリー化設備の整備事業（エレベータ、エスカレータ、誘導・警告ブロック、障害者対応型トイレ等の整備）	鉄道事業者及び軌道事業者	国土交通省鉄道局業務課
都市再生交通拠点整備事業	自由通路、交通広場、駐車場、エレベータ、エスカレータ、交通施設等の案内板、他	地方公共団体、都市再生機構、第3セクター等	国土交通省都市・地域整備局街路課
鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度	エレベータ、エスカレータ、スロープ等の交通弱者対応工事	鉄道事業者	国土交通省鉄道局財務課
鉄道駅施設のバリアフリー化についての地方財政措置	エレベータ、エスカレータ、身体障害者用トイレ等	鉄道事業者・地方公共団体	総務省自治財政局調整課
鉄道駅における障害者対応設備等の特別償却制度	既設の駅に設置される障害者対応型エレベータ・車いす対応エスカレータ、ノンステップ車両	鉄道事業者	国土交通省
駅のバリアフリー化のための改良工事に係る課税標準の特例措置等	公共交通特定事業計画に基づき実施される事業	鉄道事業者	国土交通省
バス関係バリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度	ノンステップバス、リフト付きバス、スロープ付きバス、バスターミナルにおけるバリアフリー施設等	バス事業者	国土交通省自動車交通局旅客課

第5章 バリアフリーのまちづくりの実現に向けて

施策・支援策等	対象事業	対象事業者	担当課等
公共交通移動円滑化設備整備費補助制度（ノンステップバス等の導入等）	バリアフリー化された又はされる計画のある鉄軌道駅を利用する旅客を運送する乗合バス事業に関するバスターミナルのバリアフリー化事業	バスターミナル事業者、乗合バス事業者	国土交通省自動車交通局旅客課
バス利用促進等総合対策事業	ノンステップバス等の導入等	バス事業者	国土交通省自動車交通局総務課企画室
バス事業者のノンステップバス等導入についての地方財政措置	ノンステップバス等	バス事業者・地方公共団体	総務省自治財政局調整課
ノンステップバス等に係る特別償却制度	ノンステップバス、リフト付きバス	バス事業者	国土交通省
（参考） 取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	駅構内のエレベータ、エスカレータ、障害者対応型トイレ、乗車券購入の円滑化や改札口の円滑化、ノンステップバスの導入など	鉄道事業者、バス事業者	取手市

表 - 道路特定事業関連

施策・支援策等	対象事業	対象事業者	担当課等
都市内道路の整備に対する補助（街路事業費補助）	道路改築（駅前広場整備、歩行者専用道路、自転車駐輪場等を含む）	地方公共団体等	国土交通省都市・地域整備局街路課
歩行空間ネットワーク総合整備事業	幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜勾配の改善等による歩行者空間のバリアフリー化等	道路管理者	国土交通省
道路交通環境改善促進事業	歩行者・自転車の用に供する空間の整備、自動車の滞留等の用に供する空間の整備	道路管理者	国土交通省

第5章 バリアフリーのまちづくりの実現に向けて

施策・支援策等	対象事業	対象事業者	担当課等
交通結節点改善事業	自動車滞留等空間の整備、歩行者・自転車空間の整備、交通連携情報施設、交通結節点に直接接続する幹線道路の整備等	道路管理者	国土交通省
特定交通安全施設等整備事業（一種）	歩道、歩行者専用道路、交差点の改良、路肩改良、車両停車帯等	道路管理者	国土交通省道路局地方道・環境課
電線類地中化に対する補助	電線類の地中化を図る必要性の高い道路の区間における電線の地中化	道路管理者	国土交通省道路局地方道・環境課
まちづくり交付金事業	個々の事業ではなく、事業計画に基づき一括採択	市町村	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室
人にやさしいまちづくり事業	市街地における道路空間等と一体となった移動システム等の整備	地方公共団体等	国土交通省
少子・高齢化対策事業	歩道の段差切り下げ、歩道と一体的に行う障害物の除去、階段のスロープ化、多機能トイレの設置、エレベータの設置、障害者用避難用誘導システムの設置、公共サインの整備等	地方公共団体	総務省自治行政局地域振興課

表 - 交通安全特定事業関連

施策・支援策等	対象事業	対象事業者	担当課等
特定交通安全施設等整備事業（二種）	道路照明、道路標識、道路情報提供装置、防護策、支線誘導標等	道路管理者	国土交通省道路局地方道・環境課

3. ソフト施策の検討

藤代町におけるバリアフリーのまちづくりにあたっては、施設的な整備だけでなく、心のバリアフリーの向上が必要です。その意識啓発のためには、ソフト的な施策の展開が必要です。

ソフト施策の展開については、その「機会」や「手段」、「組織」などの視点から以下の活動が考えられます。

表 - ソフト施策の考え方

	施策・活動	内容
機会	シンポジウム	バリアフリーをテーマにしたシンポジウムを実施し、バリアフリーの必要性の認識拡大を図る。
	学校教育	小・中・高等学校の教育の中で、バリアフリーの意識やモラル向上の大切さをわかりやすく取り入れていく。
	自治会活動等	自治会等の行事や活動の中で、バリアフリーの必要性などについて話し合ったり、実際に行動したりする。
	交通安全活動	警察の交通安全活動や小学校の交通安全教室等の機会をとらえて、バリアフリーに関するPR活動を行う。
	その他のイベント	イベントの開催にあたっては、高齢者や身体障害者などすべての町民が参加し、楽しめることを心がける。 イベントの中でもバリアフリーのPRに努める。
手段	町ホームページへの掲載	町のホームページに本基本構想やそれに基づく事業などの取り組みをわかりやすく掲載し、町民への周知を図る。
	広報紙への掲載	バリアフリー施策の節目には、効率的に広報紙に掲載し、バリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内についての周知を図る。
	PRパンフレット	バリアフリー施策の考え方や施策をわかりやすく示したPRパンフレットを作成し、町民への周知を図る。
	イベントの開催	夏休みの小学生などに、バリアフリー化の状況を調べるバリアフリー探検隊やバリアフリーのポスター作成等の課題を課し、その展示会や表彰を行う等のイベントの開催。
組織	住民組織の育成	バリアフリー推進の主旨に賛同し、バリアフリーの応援団としてボランティアで活動してくれる草の根組織の育成を図る。
	行政プロジェクト	役所内の横断的な、効率的で効果的な施策遂行のためのプロジェクトを構築する。